

入所料金表(在宅強化型)

(1割負担)

令和8年8月1日改定

★個室 (概算月額料金)

単位:円

	負担段階	(介護保険 1割負担分)			居住費	食費	(希望による)		日額	月額 (31日計算)
		基本料金	夜勤職員 配置加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)			おやつ	日用品 セット		
要介護1	第1段階	824	25	19	550	300	180	385	2,283	70,773
	第2段階				550	390	180	385	2,373	73,563
	第3段階①				1,370	680	180	385	3,483	107,973
	第3段階②				1,470	1,420	180	385	4,323	134,013
	第4段階				2,010	2,100	180	385	5,543	171,833
要介護2	第1段階	902	25	19	550	300	180	385	2,361	73,191
	第2段階				550	390	180	385	2,451	75,981
	第3段階①				1,370	680	180	385	3,561	110,391
	第3段階②				1,470	1,420	180	385	4,401	136,431
	第4段階				2,010	2,100	180	385	5,621	174,251
要介護3	第1段階	970	25	19	550	300	180	385	2,429	75,299
	第2段階				550	390	180	385	2,519	78,089
	第3段階①				1,370	680	180	385	3,629	112,499
	第3段階②				1,470	1,420	180	385	4,469	138,539
	第4段階				2,010	2,100	180	385	5,689	176,359
要介護4	第1段階	1,030	25	19	550	300	180	385	2,489	77,159
	第2段階				550	390	180	385	2,579	79,949
	第3段階①				1,370	680	180	385	3,689	114,359
	第3段階②				1,470	1,420	180	385	4,529	140,399
	第4段階				2,010	2,100	180	385	5,749	178,219
要介護5	第1段階	1,087	25	19	550	300	180	385	2,546	78,926
	第2段階				550	390	180	385	2,636	81,716
	第3段階①				1,370	680	180	385	3,746	116,126
	第3段階②				1,470	1,420	180	385	4,586	142,166
	第4段階				2,010	2,100	180	385	5,806	179,986

★多床室 (概算月額料金)

単位:円

	負担段階	(介護保険 1割負担分)			居住費	食費	(希望による)		日額	月額 (31日計算)
		基本料金	夜勤職員 配置加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)			おやつ	日用品 セット		
要介護1	第1段階	911	25	19	0	300	180	385	1,820	56,420
	第2段階				430	390	180	385	2,340	72,540
	第3段階①				430	680	180	385	2,630	81,530
	第3段階②				430	1,420	180	385	3,370	104,470
	第4段階				630	2,100	180	385	4,250	131,750
要介護2	第1段階	990	25	19	0	300	180	385	1,899	58,869
	第2段階				430	390	180	385	2,419	74,989
	第3段階①				430	680	180	385	2,709	83,979
	第3段階②				430	1,420	180	385	3,449	106,919
	第4段階				630	2,100	180	385	4,329	134,199
要介護3	第1段階	1,060	25	19	0	300	180	385	1,969	61,039
	第2段階				430	390	180	385	2,489	77,159
	第3段階①				430	680	180	385	2,779	86,149
	第3段階②				430	1,420	180	385	3,519	109,089
	第4段階				630	2,100	180	385	4,399	136,369
要介護4	第1段階	1,121	25	19	0	300	180	385	2,030	62,930
	第2段階				430	390	180	385	2,550	79,050
	第3段階①				430	680	180	385	2,840	88,040
	第3段階②				430	1,420	180	385	3,580	110,980
	第4段階				630	2,100	180	385	4,460	138,260
要介護5	第1段階	1,176	25	19	0	300	180	385	2,085	64,635
	第2段階				430	390	180	385	2,605	80,755
	第3段階①				430	680	180	385	2,895	89,745
	第3段階②				430	1,420	180	385	3,635	112,685
	第4段階				630	2,100	180	385	4,515	139,965

入所料金表(在宅強化型)

(2割負担)

令和8年8月1日改定

★個室 (概算月額料金)

単位:円

	(介護保険 2割負担分)			居住費	食費	(希望による)		日額	月額 (31日計算)
	基本料金	夜勤職員 配置加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)			おやつ	日用品セット		
要介護1	1,647	50	38	2,010	2,100	180	385	6,410	198,710
要介護2	1,804	50	38	2,010	2,100	180	385	6,567	203,577
要介護3	1,940	50	38	2,010	2,100	180	385	6,703	207,793
要介護4	2,059	50	38	2,010	2,100	180	385	6,822	211,482
要介護5	2,174	50	38	2,010	2,100	180	385	6,937	215,047

★多床室 (概算月額料金)

単位:円

	(介護保険 2割負担分)			居住費	食費	(希望による)		日額	月額 (31日計算)
	基本料金	夜勤職員 配置加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)			おやつ	日用品セット		
要介護1	1,821	50	38	630	2,100	180	385	5,204	161,324
要介護2	1,980	50	38	630	2,100	180	385	5,363	166,253
要介護3	2,120	50	38	630	2,100	180	385	5,503	170,593
要介護4	2,241	50	38	630	2,100	180	385	5,624	174,344
要介護5	2,352	50	38	630	2,100	180	385	5,735	177,785

入所料金表(在宅強化型)

(3割負担)

令和8年8月1日改定

★個室 (概算月額料金)

単位:円

	(介護保険 3割負担分)			居住費	食費	(希望による)		日額	月額 (31日計算)
	基本料金	夜勤職員 配置加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)			おやつ	日用品セット		
要介護1	2,471	75	57	2,010	2,100	180	385	7,278	225,618
要介護2	2,706	75	57	2,010	2,100	180	385	7,513	232,903
要介護3	2,910	75	57	2,010	2,100	180	385	7,717	239,227
要介護4	3,088	75	57	2,010	2,100	180	385	7,895	244,745
要介護5	3,261	75	57	2,010	2,100	180	385	8,068	250,108

★多床室 (概算月額料金)

単位:円

	(介護保険 3割負担分)			居住費	食費	(希望による)		日額	月額 (31日計算)
	基本料金	夜勤職員 配置加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)			おやつ	日用品セット		
要介護1	2,731	75	57	630	2,100	180	385	6,158	190,898
要介護2	2,969	75	57	630	2,100	180	385	6,396	198,276
要介護3	3,179	75	57	630	2,100	180	385	6,606	204,786
要介護4	3,361	75	57	630	2,100	180	385	6,788	210,428
要介護5	3,527	75	57	630	2,100	180	385	6,954	215,574

★加算(介護保険1割負担分)

項 目	金額(円)				内 容	
	1割	2割	3割	算定単位		
夜勤職員配置加算	25	50	75	(1日につき)	厚生労働大臣が定める基準を上回る夜勤職員(看護職員又は介護職員)を配置している施設に加算されます。	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19	38	57	(1日につき)	施設介護職員の内、介護福祉士が60%以上配置されている施設に加算されます。	
初期加算(Ⅱ)	32	63	94	(1日につき)	入所後30日間に限り基本料金に加算されます。	
協力医療機関連携加算1	53	105	157	(1月につき)	協力医療機関との間で、相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れられる体制を確保している協力医療機関と連携している場合に加算されます。	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	35	69	104	(1月につき)	多職種が共同して、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理しており、実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	42	84	126	(1月につき)	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況、疾病の状況に係る情報を少なくとも3月に1回厚生労働省に提出している場合に加算されます。	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11	21	32	(1月につき)	介護機器を活用した入所者の安全並びに介護サービスの質の確保を行い、事業年度ごとに取り組みに関する実績を厚生労働省に報告している場合加算されます。	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口	所定単位数の 97/1000				厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして大津市長に届け出た介護老人保健施設が、介護保健施設サービスを行った場合、所定単位数に加算されます。	
外泊時費用	379	757	1,135	(月6日限度)	外泊初日と最終日以外の基本料金	
外泊時在宅サービス利用費用	836	1,672	2,508	(月6日限度)	入所者に対して居宅における外泊を認め、介護老人保健施設が提供する在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定されます。	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	270	540	809	(1日につき)	入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合であって、かつ入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合に加算されます。	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	251	502	753	(1日につき)	リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が適切に配置されている施設において、入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的な認知症リハビリテーションを個別に行い、入所者が退所後生活する居宅等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画書を作成している場合に加算されます。	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	126	251	377	(1日につき)	入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的な認知症リハビリテーションを個別に行った場合に、週3回を限度として加算されます。	
認知症ケア加算	80	159	239	(1日につき)	日常生活に支障があると認められる症状や行動がある認知症の入所者に対して、介護保険施設サービスを行った場合に加算されます。	
若年性認知症入所者受入加算	126	251	377	(1日につき)	若年性認知症入所者に対して個別に担当者を定め、その者を中心に入所者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます。	
ターミナルケア加算11	76	151	226	(1日につき)	死亡日以前31日以上45日以下	医師が回復の見込みがないと診断した入所者に対して、医師、看護職員、介護職員などが共同してターミナルケアに係る計画を作成し、同意を得てターミナルケアを行った場合に加算されます。
ターミナルケア加算21	168	335	502	(1日につき)	死亡日以前4日以上又は30日以下	
ターミナルケア加算31	951	1,902	2,853	(1日につき)	死亡日以前2日又は3日	
ターミナルケア加算41	1,986	3,971	5,957	(1日につき)	死亡日	
再入所時栄養連携加算	209	418	627	(1回限り)	医療機関から介護保健施設に再入所であって、特別食等(腎臓病食、糖尿病食等)を提供する必要があると判断された場合に加算されます。	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	471	941	1,411	(1回につき)	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の入所日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に加算されます。	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	502	1,004	1,505	(1回につき)	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に加算されます。	
試行的退所時指導加算	418	836	1,254	(1回につき)	入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、入所者及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に加算されます。	
退所時情報提供加算(Ⅰ)	523	1,045	1,568	(1回限り)	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師対し入所者の診療情報・心身状況・生活歴等を示す情報を提供した場合に加算されます。	
退所時情報提供加算(Ⅱ)	262	523	784	(1回限り)	医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対し入所者の心身状況・生活歴等を示す情報を提供した場合に加算されます。	
入退所前連携加算(Ⅰ)	627	1,254	1,881	(1回限り)	入所期間が1月を超える入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービスの調整を行った場合に加算されます。	
入退所前連携加算(Ⅱ)	418	836	1,254	(1回限り)	入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して入所者の診療状況を示す文章を添えて入所者の情報を提供し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に加算されます。	
訪問看護指示加算	314	627	941	(1回限り)	入所者の退所時に施設医師が指定訪問看護ステーション等に対して訪問看護指示書を交付した場合に加算されます。	
経口維持加算(Ⅰ)	418	836	1,254	(1月につき)	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画を作成し、医師又は医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に加算されます。	

★加算(介護保険1割負担分)

項 目	金額(円)				内 容
	1割	2割	3割	算定単位	
経口維持加算(Ⅱ)	105	209	314	(1月につき)	入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に加算されます。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	94	188	282	(1月につき)	口腔衛生の管理体制を整備し、口腔衛生の管理を計画的に行い、歯科医師又は歯科医師に指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施した場合に加算されます。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	115	230	345	(1月につき)	口腔衛生の管理体制を整備し、口腔衛生の管理を計画的に行い、歯科医師又は歯科医師に指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施し、口腔衛生等の管理に係る内容等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
療養食加算	7	13	19	(1回につき)	医師により疾患治療の手段として発行された食事せんに基づき、療養食を提供した場合に加算されます。(1日に3回を限度)
かかりつけ医連携調整加算(Ⅰ)イ	147	293	439	(1回限り)	6種類以上の内服薬が処方されている入所者の当該処方内容を総合的に評価及び調整し、かつ療養上必要な指導を行い、処方内容に変更があった場合は関係職種間での情報共有、かつ退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に情報提供を行った場合に加算されます。
かかりつけ医連携調整加算(Ⅱ)	251	502	753	(1回限り)	かかりつけ医連携調整加算Ⅰを算定している場合であり、当該入所者の服薬情報を厚生労働省に提出し、その薬物療法の有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。
かかりつけ医連携調整加算(Ⅲ)	105	209	314	(1回限り)	かかりつけ医連携調整加算Ⅱを算定している場合であり、退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方された内服薬の種類に比べて1種類以上減少した場合に加算されます。
緊急時治療管理1	542	1,083	1,624	(月3日限度)	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	502	1,004	1,505	(月10日限度)	肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合に加算されます。
認知症緊急対応加算1	209	418	627	(1日につき) (7日間限度)	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合は、利用を開始した日から起算して月7日間を限度として加算されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	4	7	10	(1月につき)	入所者ごとに、施設入所時に褥瘡の有無を確認、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて3月に1回評価し、計画書を作成、評価の結果等の情報を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	14	27	41		褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅰ)	11	21	32	(1月につき)	排泄障害のため、排せつ(排尿・排便)に介護を要する入所者に対し、多職種が共同して支援計画を作成し、その評価内容を厚生労働省に提出している場合に加算
排せつ支援加算(Ⅱ)	16	32	47		入所時と比較して排泄(排尿・排便)の状態の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がない場合、又はおむつ使用なしに改善している場合に加算
排せつ支援加算(Ⅲ)	21	42	63		入所時と比較して排泄(排尿・排便)の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がなく、おむつの使用がなしに改善した場合に加算
自立支援促進加算	314	627	941	(1月につき)	自立支援のために医学的評価を行い、多職種が共同して支援計画を策定し、少なくとも3月に1回その評価結果を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	63	126	189	(1月につき)	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に加えて、疾病の状況や服薬情報を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
安全対策体制加算	21	42	63	(1回限り)	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算されます。
新興感染症等施設療養費	251	502	753	(1日につき)	医療機関と連携体制を確保したうえで、入所者における新興感染症発生時に、感染した入所者に対し施設内療養を行った場合に加算されます。

★その他の料金(介護保険外 実費負担分)

項 目	金額(円)	内 容
文書料	3,300	診断書や紹介状等を作成した場合の料金(消費税込み)
死亡診断書料	5,500	死亡診断書を作成した場合の料金(消費税込み)
理美容代	3,500 ～ 9,000	業者による移動散髪の利用代金
テレビ貸し出し使用料	180 (1日につき)	居室テレビの貸し出しを利用された場合の料金(消費税込み)
テレビ持ち込み使用料	110 (1日につき)	居室テレビを持ち込まれた場合の料金(消費税込み)
小型冷蔵庫使用料	110 (1日につき)	居室に小型冷蔵庫の貸し出しを利用された場合の料金(消費税込み)
私物洗濯手数料(1/3ヶ月)	2,100	私物洗濯を業者に依頼された場合の料金
私物洗濯手数料(2/3ヶ月)	4,200	私物洗濯を業者に依頼された場合の料金
私物洗濯手数料(1ヶ月)	6,300	私物洗濯を業者に依頼された場合の料金
特別な食事代	実費	ご利用者の状態により補助食品を提供した場合の料金